

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画  
骨子 (案)

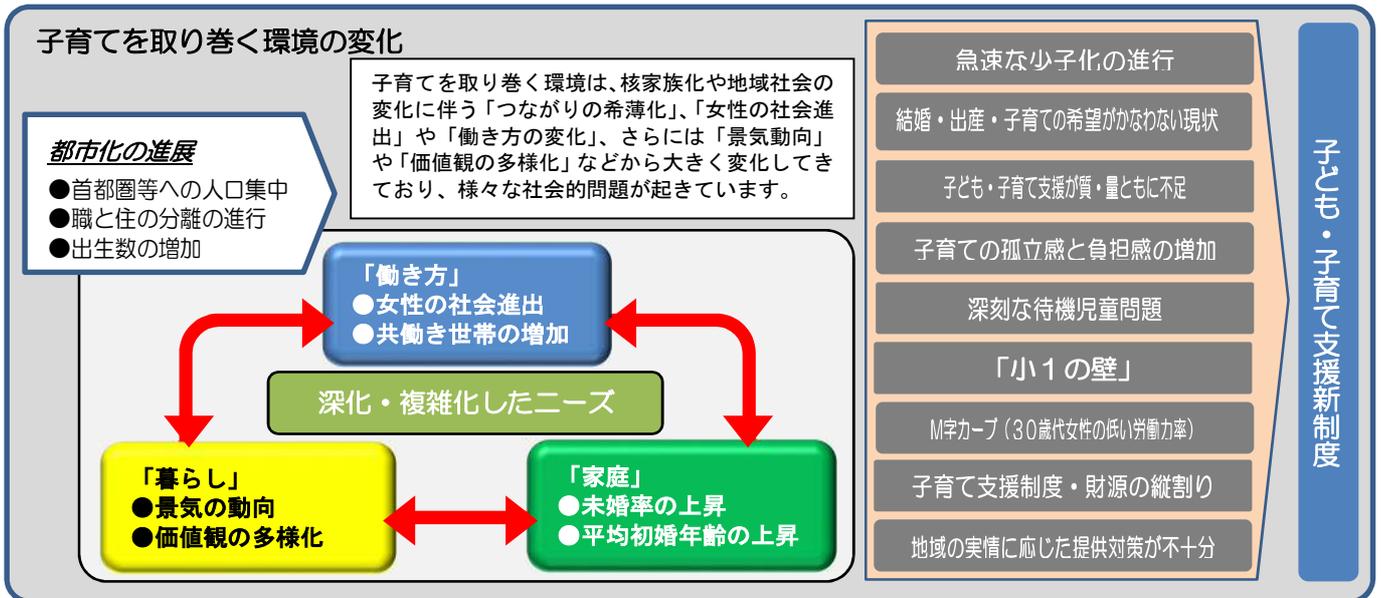
平成26年●●月

川崎市

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の背景と趣旨

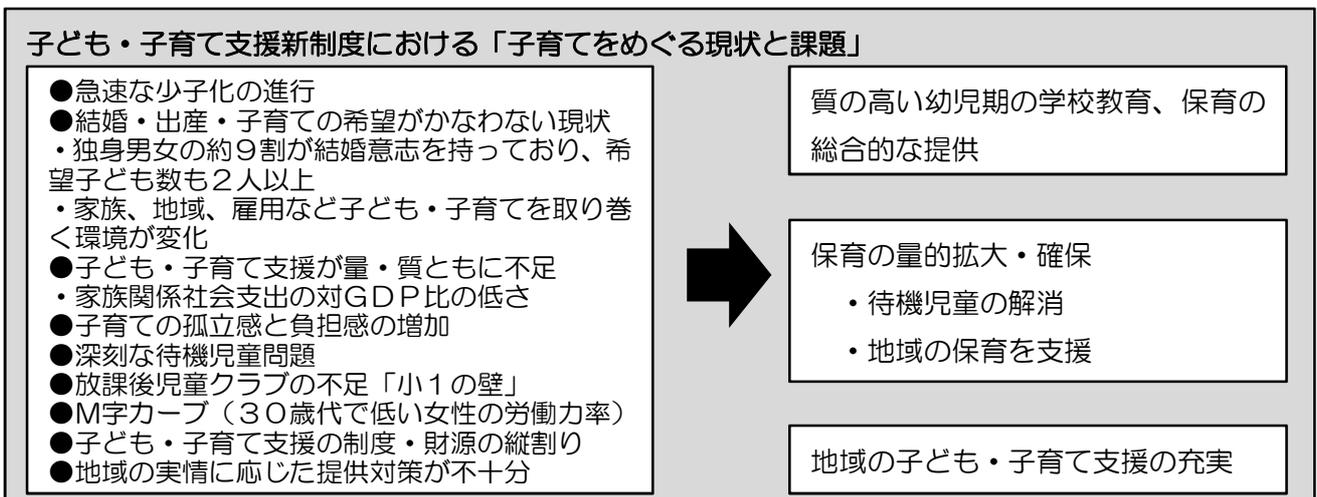
急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。



このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。

川崎市においては、平成17年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、平成17年度から平成26年度までを計画期間として、全ての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

こうしたことから、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。



## 2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』における取組についても、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

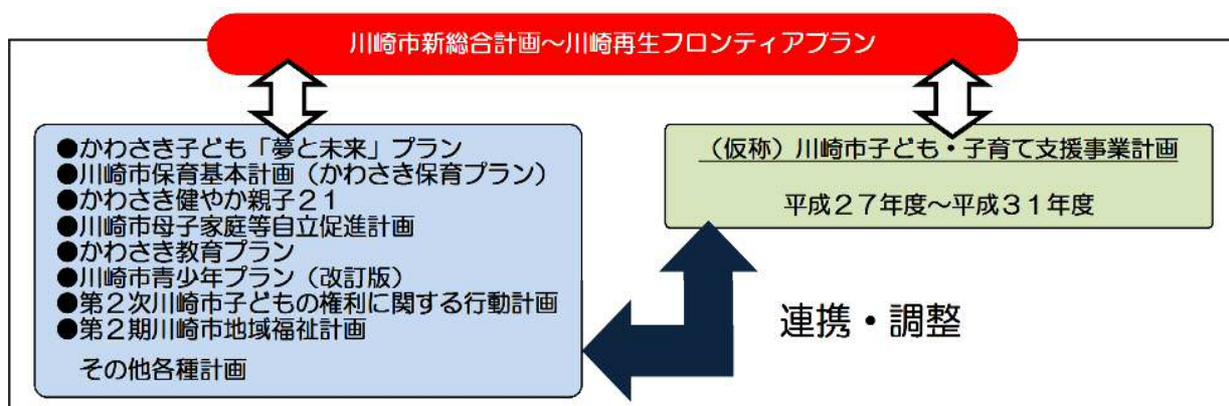
- この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「川崎市子ども・子育てに関する調査」を実施しました。

### ■調査の概要

目 的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする
実施期間	平成 25 年 9 月 27 日（金）から 10 月 18 日（金）まで
調査対象	就学前児童の保護者 15,000 件 就学児童の保護者 3,000 件
抽出方法	無作為抽出
回収率 ( )内は有効回答者数	就学前児童の保護者 46.5% (6,969 件) 就学児童の保護者 44.6% (1,338 件) 合計 46.2% (8,307 件)

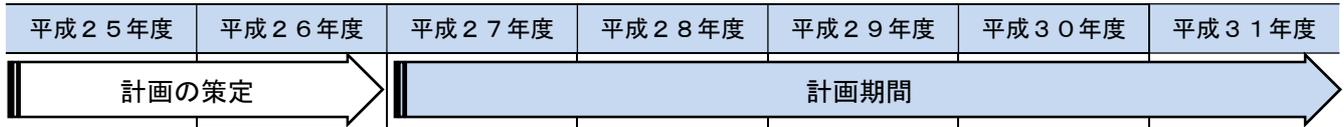
- 計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、事業主の代表、労働者の代表、子育て中の保護者などで構成する「川崎市子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定します。

- この計画は、市の基本方針である「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～」をはじめ、川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』など、子ども・子育てに関する各種計画との整合性を図り策定します。



### 3 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。



### 4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

## 5 これまでの子ども・子育て支援に向けた取組

### (1) 『かわさき子ども「夢と未来」プラン』を振り返って

本市では、計画に掲げた次の6つの基本目標に沿って施策を展開してきました。

基本目標Ⅰ	子どもの権利を尊重する社会づくり
基本目標Ⅱ	家庭の育てる力を支える仕組みづくり
基本目標Ⅲ	子育て家庭を支援する地域づくり
基本目標Ⅳ	親と子の心とからだの健康づくり
基本目標Ⅴ	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり
基本目標Ⅵ	子どもと子育てにやさしいまちづくり

計画に位置付けられた施策の進捗状況の詳細については、本市のホームページ『かわさき子ども「夢と未来」プラン～川崎市次世代育成支援対策行動計画～』に掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000030147.html>

### (2) 目標事業量の進捗状況

『かわさき子ども「夢と未来」プラン』では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。(後期計画：中間評価)

#### ■ 目標事業量設定事業の一覧

区分		単位	年度実績			平成26年度 目標事業量	達成率 (%)	
			22	23	24			
基本目標Ⅱ	認可保育所	認可保育所定員	人	14,675	15,905	17,490	18,605	94.0
		延長保育事業	か所	162	185	205	230	89.1
		一時保育事業	か所	32	35	43	39	110.3
		休日保育事業	か所	6	6	6	7	85.7
		夜間保育事業	か所	1	1	1	1	100.0
	認可外	家庭保育福祉員(保育ママ)	人	69	94	117	95	123.2
	乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	3	4	75.0	
基本目標Ⅲ	地域子育て支援センター	か所	48	49	51	51	100.0	
	ふれあい子育てサポート事業	か所	4	4	4	5	80.0	
	ショートステイ事業	か所	1	2	2	5	40.0	
	トワイライトステイ事業	人	2	7	10	10	100.0	
基本目標Ⅴ	放課後児童健全育成事業	か所	113	113	113	113	100.0	
	※( )内は国庫補助対象	人	10,263	11,850	12,167	13,700	88.8	

※ 達成率については、小数点第2位を四捨五入したものの。

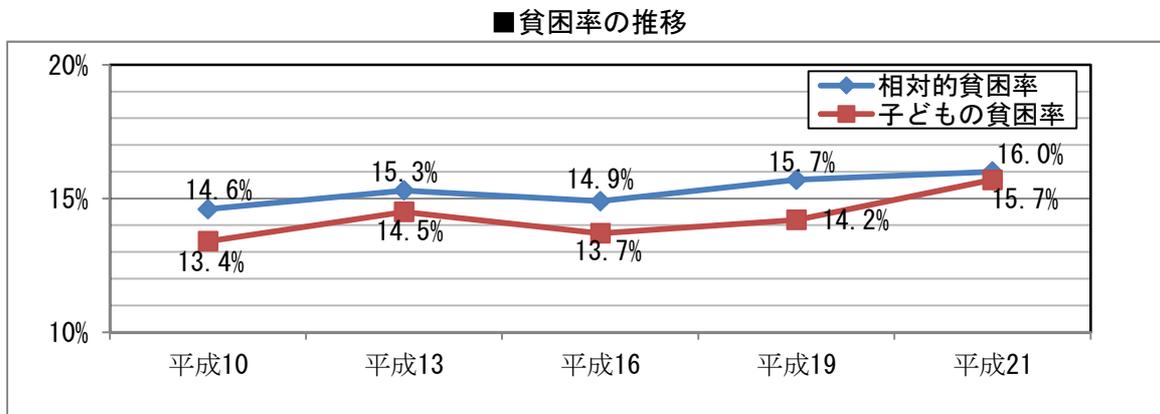
## 第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

### 1 子どもをめぐる状況

#### (1) 格差の広がり

2000年代に入り、世界経済は大きく成長し、1990年代の年平均成長率を上回る経済成長を続けてきました。しかしながら、平成20年9月のアメリカ大手投資銀行の破綻を契機に金融危機が広まり、消費や投資の急速な落ち込みや失業者の増加など、世界経済は同時不況に陥りました。

貧困による格差の広がりは、教育や進学之机を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。生まれた時点で共通のスタートラインに立つことができ、成長する過程において子どもをサポートすることが、社会のあり方としても重要です。子どもに対する保障を「人生前半の社会保障」という視点で捉え、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。



(注) 厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に算出

相対的貧困率：経済協力開発機構（OECD）の定義は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯数の平方根で割った値）が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合を「相対的貧困率」としている。

子どもの貧困率：17歳以下の子ども数に占める中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

#### (2) 仕事と家庭生活の両立

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

また、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。このような状況を受け、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭生活の両立を支援するため、「ワーク・ライフ・バランス」を推進していくことが求められています。

#### ■ 事業所規模別育児休業取得率の推移（全国値）

（単位：％）

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
5～29人	1.25	93.4	3.30	72.8	1.25	79.2	1.79	83.3
30～99人	1.11	88.1	0.84	91.4	1.74	83.7	3.73	86.7
100～499人	1.36	89.2	1.30	90.9	0.87	89.9	2.55	93.4
500人以上	1.12	90.1	1.01	91.3	2.20	91.0	2.85	91.4
総数	1.23	90.6	1.72	85.6	1.38	83.7	2.63	87.8

(注) 全事業所において、各1年間に出生した人（配偶者が出生した男性を含む）に占める、各年10月1日までの間に育児休業を開始した人の割合である。

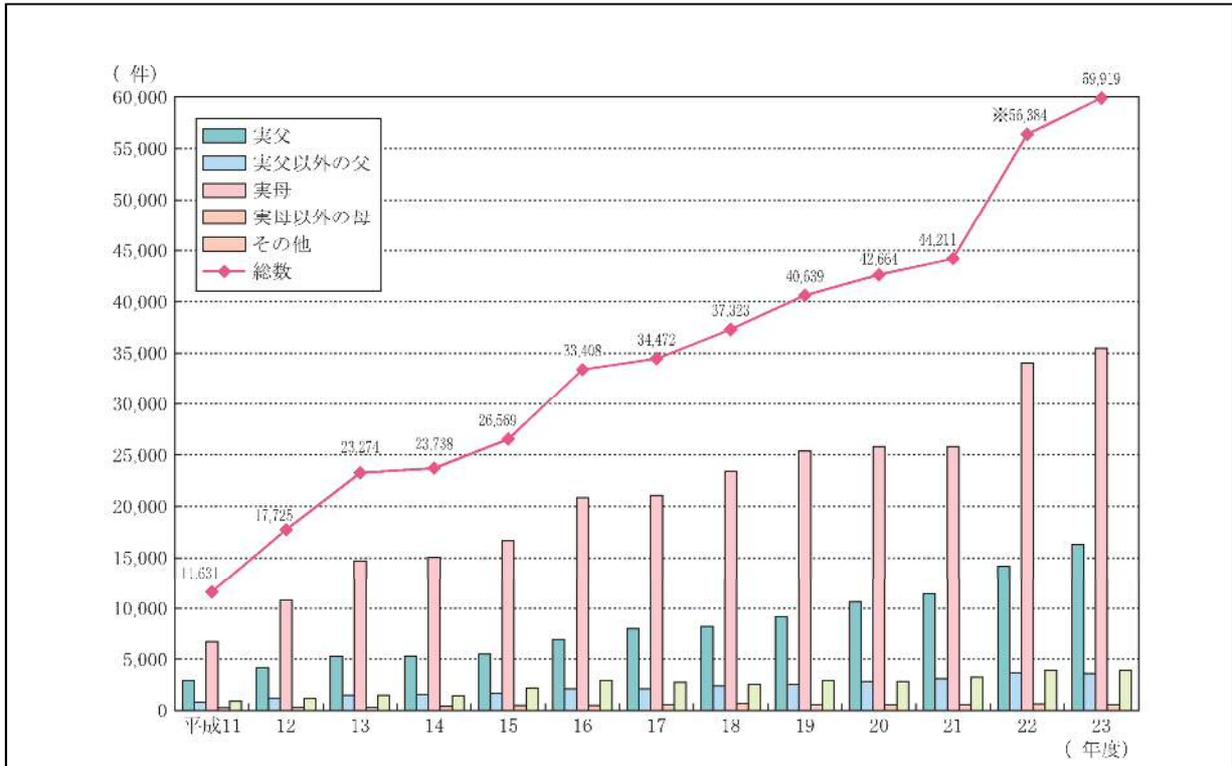
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成20～23年度）

### (3) 児童虐待の増加

平成 12 年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）が施行され、平成 24 年度の全国の児童虐待相談対応件数は、児童虐待防止法制定直前の約 5.7 倍にあたる 66,000 件を超え、児童相談所に寄せられる児童虐待の相談件数は増加し続けています。

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命にも関わってくることから、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的・継続的な支援の充実が求められています。

■ 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び主たる虐待者の内訳



(注) 平成 23 年度は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値  
出典：厚生労働省資料

### (4) 地域における育児力の低下

都市化や核家族化が進み、地域における住民同士のつながりや交流が希薄になってきている中、依然として子育てを主に担っているのは母親であり、父親が子どもに関わる時間が少ない家庭ほど、子育てにかかる母親の負担感は重くなっています。また、兄弟が少ない中で育ち、子どもの頃に乳幼児に接する機会が少ないまま子どもを産み育てる親も増えています。

このような親の中には、子どもへの接し方に悩み、かつ、子育てについて相談できる相手もないことで育児不安を抱えながら、地域の中で孤立して子育てをしていることも少なくありません。同時に、地域のつながりの希薄化が家庭の教育力の低下につながっていることも指摘されています。こうした子育ての孤立化や家庭の教育力の低下等の問題を踏まえ、地域や社会全体が親子の育ちを支え、子育てを通じて親自身が成長できる環境づくりを進める必要があります。

### (5) 若者の自立

厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等に対応するため、労働者派遣事業における派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを主な内容とする「改正労働者派遣法」が平成 16 年 3 月 1 日から施行されました。一方、景気後退による就職難や雇用環境の悪化により、経済的に自立できず、結婚や子どもを持つことのできない若年者が存在しています。このような状況は、少子化に拍車をか

ける原因の一つとして懸念されています。

子ども・若者は、今の社会を構成する重要な「主体」であり、未来を担う大切な存在です。そのような子ども・若者の育成・支援にあたっては、教育、福祉、保健、医療、雇用などあらゆる分野の総合的な支援が求められています。

### ■若年無業者数の推移

(単位：万人)

	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
人数	64	64	62	62	64	63	60	61	63
割合	1.9%	2.0%	1.9%	2.0%	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	2.3%

(注) 若年無業者：歳々の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。

(注) 平成 23 年は東日本大震災の影響により、調査が困難となった 3～8 月までを補完集計した参考数値

出典：総務省資料

## 2 川崎市の子どもと家庭の状況

### (1) 川崎市の人口・世帯の状況

#### ア 人口

本市の人口は、昭和45年以降一貫して増加しており、平成21年4月には140万人を超え、平成25年10月1日現在1,448,196人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、昭和51年の251,253人をピークに平成12年まで減少していましたが、その後は増加しており、平成25年10月1日現在188,019人となっています。15歳～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口は、昭和45年以降一貫して増加しています。

■人口3区分の人口推移と構成割合

(人)				(年)				
(年)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総数 1)	(年)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和45年	225,034	715,726	32,716	973,476	昭和45年	23.1%	73.5%	3.4%
昭和50年	244,704	726,056	43,432	1,014,951	昭和50年	24.1%	71.5%	4.3%
昭和55年	238,647	743,092	58,238	1,040,802	昭和55年	22.9%	71.4%	5.6%
昭和60年	219,529	794,913	74,060	1,088,624	昭和60年	20.2%	73.0%	6.8%
平成2年	193,536	883,707	93,798	1,173,603	平成2年	16.5%	75.3%	8.0%
平成7年	173,707	907,801	120,373	1,202,820	平成7年	14.4%	75.5%	10.0%
平成12年	170,670	923,655	154,704	1,249,905	平成12年	13.7%	73.9%	12.4%
平成17年	174,264	957,712	194,176	1,327,011	平成17年	13.1%	72.2%	14.6%
平成22年	185,571	988,540	237,298	1,425,512	平成22年	13.1%	70.0%	16.8%
平成23年	186,166	989,158	241,346	1,430,773	平成23年	13.1%	69.8%	17.0%
平成24年	187,135	986,038	251,888	1,439,164	平成24年	13.1%	69.2%	17.7%
平成25年	188,019	983,224	262,850	1,448,196	平成25年	13.1%	68.6%	18.3%

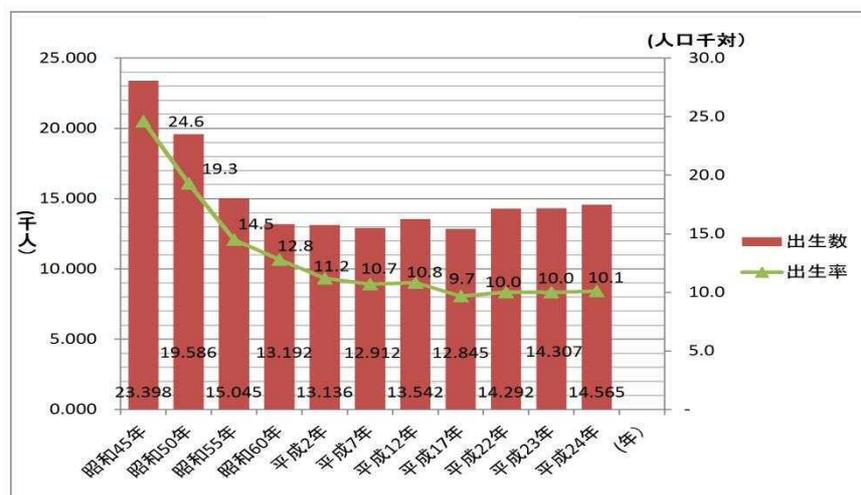
注1)総数には「年齢不詳」を含む。注2)構成割合は「年齢不詳」を除いて算出。

#### イ 人口動態

出生数は、平成18年以降増加・横ばいの傾向を示しており、平成24年には14,565人となっています。また、出生率（人口1,000人に対する出生数）については、平成23年には10.0となり、19政令指定都市（熊本市を除く）の中では最も高い数値となっています。

一方、合計特殊出生率は、昭和45年から昭和55年にかけて2.23から1.68へ大きく低下し、昭和60年には1.69とやや上昇しましたが、昭和60年から平成17年まで再び低下していました。しかし、平成18年以降上昇傾向に転じるも横ばいが続き、平成22年には1.30となっています。また、全国平均と比較して0.09ポイント低くなっています。

■出生数・出生率



## ウ 婚姻・出産年齢の動向

### 平均初婚年齢

平均初婚年齢は年々上昇しており、晩婚化が進行しています。昭和50年に夫が27.3歳、妻が25.0歳であったものが、平成23年には夫が31.5歳、妻が29.8歳となっており、この35年間に夫が4.2歳、妻が4.8歳それぞれ上昇しています。また、全国平均と比べると、夫・妻とも0.8歳それぞれ高くなっています。

### 未婚率

未婚率は、近年増加傾向にありましたが、平成22年において、男性の30歳～34歳が減少しました。また、25歳～29歳、35歳～39歳においてもやや減少傾向にあります。

女性の場合、20歳代後半から30歳代前半を中心にして全体的に上昇していますが、増加率にやや落ち着きがみられます。特に男性の30歳～34歳、女性の25歳～29歳については、昭和50年にそれぞれ22.1%、22.2%であったものが、平成22年にはそれぞれ48.1%、63.5%と大きく上昇しています。また、生涯未婚率をみると、男性は23.4%、女性は12.7%となっており、晩婚化に加えて、非婚化（生涯結婚しない人の増加）も進んでいます。

### 平均出産年齢

晩婚化・未婚化の進行に伴い、出産年齢も上昇しています。第1子出産平均年齢は年々上昇傾向にありますが、平成23年には31.5歳と平成17年からは横ばい状況にあります。

総出産平均年齢も平成23年には32.4歳であり、平成2年と比較して3.5歳上昇しています。

## エ 子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯数は子どもの人口の減少に伴い減少傾向にありましたが、平成17年以降増加しています。しかし、子どものいる一般世帯の割合でみると、昭和50年では50.5%と約2世帯に1世帯の割合に対し、平成22年には20.9%と約5世帯に1世帯が子どものいる世帯という状況になっています。

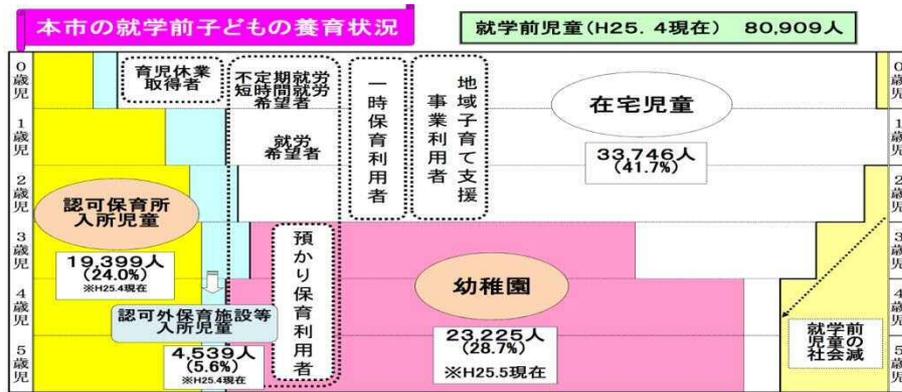
■子どものいる一般世帯数の推移



(注)昭和50年～昭和55年は普通世帯数である。  
資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

オ 子どもの日中の状況

本市の就学前子どもの養育状況は、認可保育所に24.0%、認可外保育施設等に5.6%、幼稚園に28.7%となっており、それ以外の41.7%の児童が在宅等で養育される児童となっています。



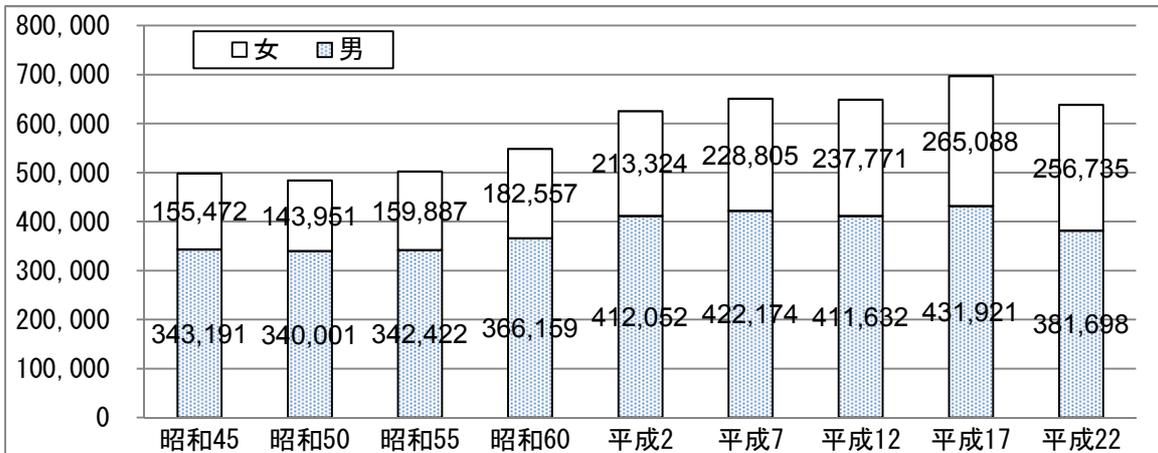
(2) 働く女性の状況

ア 女性の就業者数

女性の就業者数は、平成22年10月1日現在256,735人を数え、就業者全体の40.2%を占めています。また、昭和45年と比べると、101,263人、65.1%増加しており、この間の男性就業者の増加率(11.2%)を大幅に上回っています。

■ 男女別就業者の推移

(単位：人)



(うち女性の割合推移)

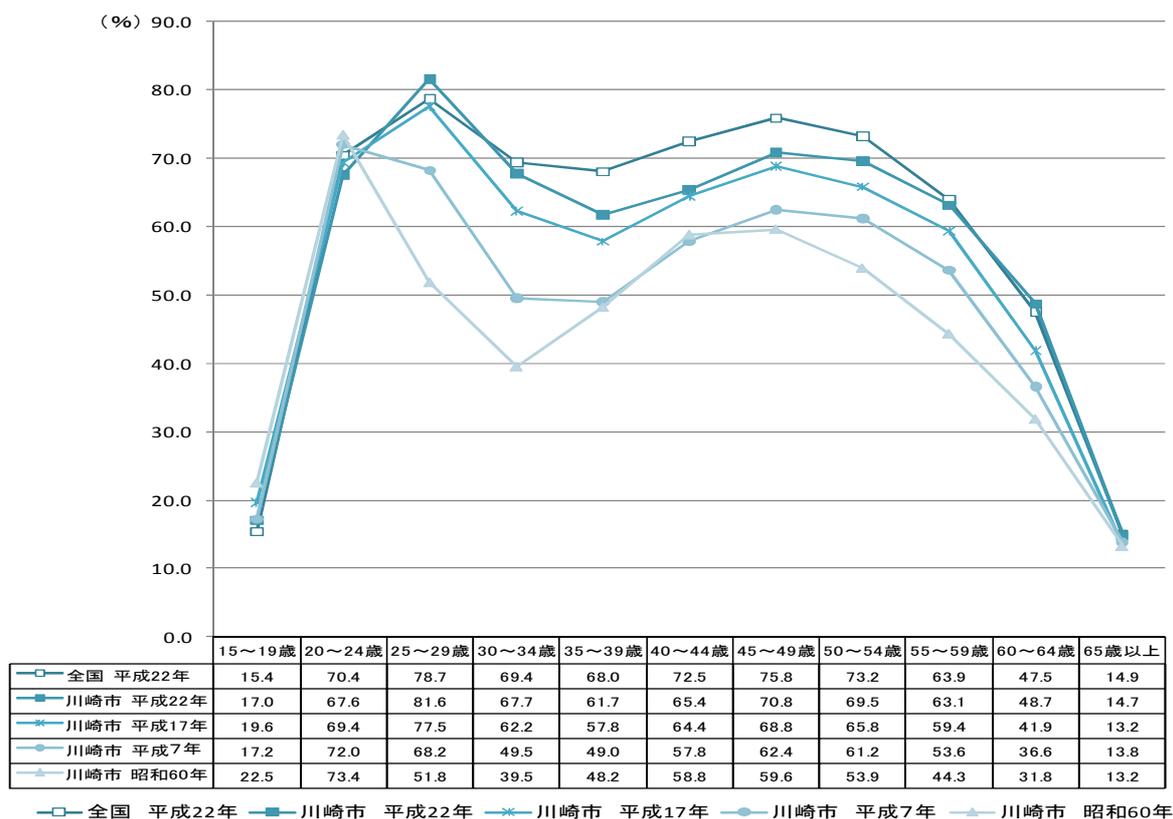
年	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22
割合(%)	31.2	29.7	31.8	33.3	34.1	35.1	36.6	38.0	40.2

資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

## イ 女性の労働力率

女性労働力を年齢別にみると、25～29歳と45～49歳を頂点とし、30～34歳、35～39歳を底辺とするM字型を示しています。昭和60年以降の推移をみると、15～19歳、20～24歳及び65歳以上を除くすべての階級で労働力率が上昇しており、昭和60年に比べて、平成22年では25～29歳が29.8ポイント、30～34歳が28.2ポイント上昇しています。

■ 年齢別女性労働力率の推移



資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

## 第3章 計画の基本方向

### 1 計画の基本的視点 → 時点修正事項

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく本市の「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の計画の基本方向を継承します。

計画の推進にあたっては、『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本的視点や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、以下の8つを基本的視点とし、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

② 次代の親を育む視点

⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点

③ 親育ちの過程を支援する視点

⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面の視点

④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

⑧ 地域の実情に応じた視点

#### ① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

川崎市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を制定し、子どもの権利保障に取り組んできました。「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりを権利の主体とするとともに、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。特に支援を必要とする子どもに対しては、その権利が十分保障されるよう配慮します。

#### ② 次代の親を育む視点

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取組を進めます。

#### ③ 親育ちの過程を支援する視点

保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするため、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親として成長し、さらには子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を進めます。

#### ④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

そのためには、子ども・子育て支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

#### ⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組を進めます。

#### ⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を支援します。

#### ⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面の視点

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

#### ⑧ 地域の実情に応じた視点

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、川崎市の中でも多様な地域が存在しています。そのため、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るためには、社会資源の活用など、地域の特性に応じた取組を効果的に推進します。

## 2 計画の基本理念 → 今後の調整事項（①次世代の基本理念を継承 or ②新たな基本理念）

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

<参考：次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』>



### 小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

本市では、平成17年度からの計画である『次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』において、次代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや、将来親になる世代が希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進していくことを目指して、「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」を基本理念として掲げ、次世代育成支援を推進してきました。

この計画においても、基本理念を掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

## 3 計画の基本目標と施策の展開

『次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本方向を受け、この計画の基本理念の実現に向け、基本目標を据えるとともに施策の方向に沿った総合的な施策を展開します。

### (1) 基本目標

本市では、『次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』に基づき、6つの基本目標に沿って施策を展開してきました。

『次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画であり、安心して子どもを産み育てることができ、次代の社会を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するため、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に施策の展開を図るものとされています。

この計画は、総合的な計画である『次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本理念を受け継ぐ計画であるため、その基本理念の実現に向け、引き続き次の6つを基本目標に据え、総合的に施策を展開します。

## 〈基本目標〉

<p><b>基本目標 I</b></p>	<p>●<u>子どもの権利を尊重する社会づくり</u> 「子どもの権利条例」について学ぶ機会の充実や子どもが主体的に参加できるまちづくりの推進、子どもの権利を守るための取組を進めます。</p>	<p>■<u>施策の方向</u> 1 子どもの権利の尊重 2 子どもの意見を尊重したまちづくりの推進</p>
<p><b>基本目標 II</b></p>	<p>●<u>家庭の育てる力を支える仕組みづくり</u> 男女が互いによきパートナーとして共に家事・育児を担うことへの環境づくりに向けた取組を進めるとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備や子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。</p>	<p>■<u>施策の方向</u> 1 少子化や子育てに対する意識啓発 2 「ワーク・ライフ・バランス」の推進 3 多様な保育サービスの充実 4 要支援家庭対策の充実 5 経済的負担の軽減</p>
<p><b>基本目標 III</b></p>	<p>●<u>子育て家庭を支援する地域づくり</u> 市民と協働して子どもと子育てを地域で支える仕組みづくりを進めるとともに、多様な方法による情報提供や相談支援体制の充実を図ります。</p>	<p>■<u>施策の方向</u> 1 地域における子育て家庭への支援 2 相談・情報提供の充実と子育てのネットワークづくり 3 子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進</p>
<p><b>基本目標 IV</b></p>	<p>●<u>親と子の心とからだの健康づくり</u> 次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した体系のもとに支援体制の充実を図ります。</p>	<p>■<u>施策の方向</u> 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり 2 親と子の健康づくり 3 思春期の保健対策の充実</p>
<p><b>基本目標 V</b></p>	<p>●<u>子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり</u> 子どもの個性を大切にしながら、互いを思いやり尊重する豊かな人間性を養い、確かな学力を身につけることができるよう、地域の教育力の向上に努め、学校教育の充実を図ります。また、子どもがいきいきと遊べる環境づくりや多様な体験の場と機会を提供します。</p>	<p>■<u>施策の方向</u> 1 家庭や地域の教育力の向上 2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援 3 遊びや体験の場の整備</p>
<p><b>基本目標 VI</b></p>	<p>●<u>子どもと子育てにやさしいまちづくり</u> 子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。</p>	<p>■<u>施策の方向</u> 1 子育てに配慮した住宅の整備 2 安心して外出できる環境の整備 3 子どもの安全の確保 4 犯罪を防止する活動の推進</p>

# 〈施策の体系〉

基本理念

基本目標

施策の方向

基本理念（今後の調整事項）

I 子どもの権利を尊重する社会づくり

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 子どもの意見を尊重したまちづくりの推進

II 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

- 1 少子化や子育てに関する意識啓発
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 多様な保育サービスの充実
- 4 要支援家庭対策の充実
- 5 経済的負担の軽減

III 子育て家庭を支援する地域づくり

- 1 地域における子育て家庭への支援
- 2 相談・情報提供の充実と子育てのネットワークづくり
- 3 子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進

IV 親と子の心とからだの健康づくり

- 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 2 親と子の健康づくり
- 3 思春期の保健対策の充実

V 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援
- 3 遊びや体験の場の整備

VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり

- 1 子育てに配慮した住宅の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 子どもの安全の確保
- 4 犯罪を防止する活動の推進